那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 平成30年12月4日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 萩谷 俊行 副委員長 勝村 晃夫

委員 君嶋 寿男 委 員 綿引 孝光

委員 笹島 猛 委員 助川 則夫

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一

事務局次長 清水 貴

記 小田部 信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 宮本 俊美

行財政改革推進室長 平松 良一 行財政改革推進室長補佐 加藤 裕一

企画部長 今泉 達夫

秘書広聴課長 会沢 義範

秘書広聴課長補佐 綿引 稔 政策企画課長 大森 信之

政策企画課長補佐 篠原 広明 総務部長 川田 俊昭

総務課長 渡邊 荘一

総務課長補佐 海野 直人

財政課長 茅根 政雄

財政課長補佐 石井 宇史

税務課長 柴田 秀隆

税務課長補佐 武藤 隆 市民生活部長 小橋 洋司

支所長 堀口 才二

市民協働課長 玉川 一雄

市民協働課長補佐 田口 裕二

環境課長 大竹 将夫

環境課長補佐 関 雄二

消防長 飛田 裕二

消防本部警防課長 宮田 好男

会議事件と概要

付託案件

- 議案第66号 専決処分について (平成30年度那珂市一般会計補正予算 (第4号) (1)…原案のとおり承認すべきもの
- (2)議案第67号 那珂市税条例の一部を改正する条例
 - …原案のとおり可決すべきもの
- 議案第68号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例 (3)
 - …原案のとおり可決すべきもの
- 議案第70号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改 (4)正する条例
 - …原案のとおり可決すべきもの

- (5) 議案第75号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第5号) …原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第77号 平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号) …原案のとおり可決すべきもの
- (7) 第4次那珂市行財政改革大綱の策定について
 - …執行部より報告あり
- (8) 那珂地区更生保護サポートセンターの開設について
 - …執行部より報告あり
- (9) 行政組織機構の見直しについて
 - …執行部より追加で報告あり
- (10) JA常陸旧東部支店敷地について
 - …執行部より追加で報告あり
- (11) 議員と語ろう会について
 - …意見交換をおこなった
- (12) 調査事項について
 - …引き続き調査をおこなう
- (13) その他
 - …議員派遣について決定

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前 10 時 00 分)

委員長皆さん、おはようございます。きょうはよろしくお願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は、必ずマイクを使用し、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするなどご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、外関係職員の出席を求めております。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

君嶋委員 皆さん、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会の委員の皆さんはじめ、執行部の皆さん、ご出席まことに ご苦労さまです。きょうから各常任委員会の審議が始まりました。萩谷委員長のもとで の審議、議案等を入れて 11 件ありますので、慎重なるご審議をお願いいたしまして挨拶 にかえさせていただきます。ご苦労さまです。よろしくお願いします。

委員長 ありがとうございました。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いします。

副市長 改めまして、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、本日、総務生活常任委員会のご出席、大変お疲れさまで ございます。本日の議案につきましては6件、そのほか報告事項2件ございますので、 よろしく審議のほどをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろ しくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

本委員会の会議事件は、別紙の次第のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第75号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいた します。

それでは、議案書71ページの次、一般会計補正予算1ページをごらんください。

議案第 75 号 平成 30 年度那珂市一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正になります。

当委員会におきましては、1番目の議会会議録作成業務委託から下から7つ目の瓜連支所庁舎等冷暖房設備及び自動制御装置保守までの20件と、下から3つ目のAEDレンタル(平成30年度分)1件を合わせて21件となっております。期間につきましては、平成30年度から平成31年度までが10件、平成32年度までが1件、平成33年度までが5件、平成35年度までが5件となっております。

8ページをお願いいたします。

歳入になります。

14 款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金 4,756 万 5,000 円、14 款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金 412 万 7,000 円、4目土木費国庫補助金 1,330 万円。

- 15 款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金2,378万2,000円。
- 15 款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金7,272万7,000円。
- 19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金1億3,032万4,000円。
- 20 款諸収入、4項雑入、2目過年度収入1,078万円、4目雑入476万9,000円。
- 10ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 600 万円、5 目財産管理費 414 万 8,000 円、6 目企画費 97 万 2,000 円、7 目コミュニティ費 71 万 4,000 円、12 目支所費 10 万円。 11 ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徵税費、1目税務総務費50万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 ちょっと1件確認ね。財産管理事務費の備品購入で、これドライブレコーダーでしたよね。これ何台でしたか。

財政課長 122 台でござます。

委員長 よろしいですか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 12 分)

再開(午前10時13分)

委員長 再開いたします。

続きまして、議案第 66 号 専決処分について (平成 30 年度那珂市一般会計補正予算 (第4号)) を議題といたします。

財政課より説明を願います。

財政課長 引き続き、財政課及び関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書1ページ、議案第66号をごらんください。

議案第66号 専決処分について。

地方自治法第 179 条第1項に規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3

項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

2枚お開きください。

平成30年度那珂市一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

歳入になります。

19 款繰越金、1項繰越金、1目繰越金 533 万 8,000 円。

5ページになります。

歳出になります。

2款総務費、4項選挙費、5目那珂市議会議員補欠選挙費533万8,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、原案のとおり承認するものと決定いたしました。

総務課長 すみません、急で申しわけございませんが、行政組織とJA常陸の2件について追加で、ご説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長 執行部より追加で報告したい案件があるとのことです。

それでは、初めに行政組織機構の見直しについて執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 お手元に資料のほうはございますでしょうか。

行政組織の見直しとJAの件で2枚追加で資料を配付してございますので、まず行政組織機構の見直しのほうについてご説明させていただきます。

まず、この行政組織につきましては、現在、那珂市の行政組織検討委員会というのを設置いたしまして、検討しているところでございます。こちらにつきましては、来年度国体が開催されまして、来年度ですね、平成31年度開催されまして、その後、平成32年度からの組織の全体的な見直しをしようということで開催しているものでございます。

それで、その中でも特に平成 31 年4月から組織の一部見直しをしたいという部分がご

ざいまして、それにつきましては以下の2点でございます。

まず、1つにつきましては、空き家対策に関する業務を建築課に集約ということでございます。空き家につきましては、議会の皆様からも一般質問等でさまざまなご質問、ご意見等をいただいております。

そこで、現在、那珂市の業務の中で空き家にかかわる部署が3つにまたがっております。 1つが市民協働課の空き家バンク運営事業ということで空き家バンク、もう一つが政策 企画課のほうの空き家バンクのリフォーム助成ということでやっております。それから、 防災課のほうでは、現在、その空き家の対策の基本計画のほうを策定中ということで3 つの課でまたがってやっているところでございます。

それを一緒にするということで、まずは平成 31 年度からはその市民協働課の空き家バンクと政策企画課の空き家バンクのリフォーム助成につきましてを建築課のほうに持っていきます。それから、その後平成 32 年から防災課で進めている空き家対策の計画が策定後に、平成 32 年度から建築課のほうに持っていきまして、最終的には建築課のほうで空き家の関係の窓口になるということでございます。

それから、2番目でシティプロモーションを推進する部署を新設するということでございます。現在、那珂市でもまち・ひと・しごと総合戦略ということで取り組みを進めております。これにつきましては人口の減少をとめるために、交流人口の増や定住人口の増ということでさまざまな施策をしているところでございますが、その中でも重要なものとしてシティプロモーションが考えられております。

それで、シティプロモーションの指針につきましては、平成 28 年の3月に策定しました。それから、平成 29 年の3月にはシティプロモーションの行動計画を策定いたしまして、議員の皆様のところにもお配りをしているところでございます。

それで、ほかの市町村等を見ますと、そのシティプロモーションの取り組みに対して専門の部署等を設置いたしまして、推進しているところが多々ありまして、那珂市でも今現在のシティプロモーションは、なかなかその推進体制がとれない部分もございまして、人員等の部分もございますので、なかなか皆さんが思うようなことができないという部分がございます。そのために、シティプロモーションの指針や行動計画にもありますように、専門の部署を設置することということが書いてありますので、平成31年度から秘書広聴課の中にシティプロモーションを推進するための室を設定いたしまして、それから一番最後の文章になりますけれども、専門の人材を、ノウハウを持った人材を公募いたしまして、任期付の職員として採用いたしまして、4月からシティプロモーションにもっと積極的に取り組んでいこうということで考えております。

この2点が、4月から組織の一部改正として実施していくということでございます。

なお、この組織の見直しにつきましては、条例等の改正につきましてはございませんので、規則の改正で改正できるものでございますので、3月等についての条例改正とかそ

ういう部分の議会のほうの提案等はございませんので、ご了承のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長 行政組織機構の見直しについて説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

- 助川委員 シティプロモーションの推進部署は、現在まではどこが窓口になっていたんですか。
- 総務課長 現在は、秘書広聴課のほうでシティプロモーションは担当していまして、秘書広聴 課の広報グループで担当しておりました。
- 助川委員 そうすると、今度推進する場所はまた同じ課で。それで、その中にこの専門の民間 のノウハウを持った人材などを任期付職員として公募して、その中に立ち上がるという ことなんですか、4月から。
- 総務課長 秘書広聴課の中に、別に室のようなものを立ち上げまして、その室の中に現在の広報グループも一応含めまして、公募の方、または職員もプラスアルファということで体制を整えて実施していくというふうな考えでございます。

委員長 よろしいですか。

助川委員 了解。

委員長 そのほか。

- 笹島委員 まず、空き家対策なんですけれども、私、9月にちょっと一般質問したんですけれ ども、私が言っていることは相談窓口ということをしたらどうかというんで、その相談 云々とはちょっと書いていないんだけれども、どうなんですか。
- 総務課長 その相談窓口業務も基本的にはその建築課のほうで行うということで考えております。
- 笹島委員 目立つところが空き家バンク云々で、私が質問したときには今のところ、問い合わせ云々もゼロだということで、これよほど努力しないと不動産会社との兼ね合いもあるから大変だと思うんですけれども、この空き家対策の計画ということを立ててということで、これはこれで推進していくんでしょうけれども、建築課のほうでどういう形で具体的にあれするわけ。

これいろんなもの部分が入ってきますよね。今言っていたリフォーム主体だけじゃなく、やはり近所に空き家があって、そのうちのほうでちょっといろんな面で環境面でも迷惑しているとか。いろんな面で火災とか云々の防災面というそういう相談が大事だと思うんですけれども、それから相続したんだけれども、うちは放棄しているんだけれども、所有者がここにいないで遠方にいるとかいろんなあれがあると思うんですよね。よっぱどのやっぱりわかる専門的な知識、経験がないと全くこれ一本化しても絵に描いたような餅になっちゃうと思うんですけれども、どういう配置をしていくか。その中で、あの箇所、あの人に聞いてみて、あの人に聞いてみるというふうに全部ばらばらになっちゃ

うと思うんですよね。だから、それはどういうふうな具体的に配置していくのか、それ もちょっと聞かせてくれますか。

- 総務課長 今、笹島委員がおっしゃるようにいろんな問題が絡んでくると思います。その部分 については、窓口が基本的にそこでワンストップという形、想定しているのはそういう 形なんですけれども、そこで相談に来れば、あとは建築課のほうで内部の連携は取り合 いながら、その空き家対策を実施していくというふうに考えております。
- 笹島委員 わかりました。推移を見守っていきます。

それから、2番目のシティプロモーション、これ先ほどちょっと説明の冒頭で言っていたんですけれども、周りの市町村がやっているからということと、あと県も推進していますよね。要するに、テレビの撮影とか映画の撮影でこっちへ来ていただくという。

申しわけないけれども、那珂市はどのくらい撮影に来ているかどうかわからないですけれども、そんなに先進的なもんじゃないと思うんですよね。県西、県南から比べれば。 ほとんど向こうで撮っているでしょうから、あとは県北の向こうのほうですか。ここは ほとんどないということで。

今言っていた推進するのはいいけれども、要するに受け入れる施設もない。要するに、 宿泊施設もない、ノウハウもないでこれ大丈夫なの。

総務課長 那珂市には、そういう宿泊施設とかそういう部分は少ないかもしれませんが、潜在 的な観光施設は多々あるのではないかという部分もございます。

シティプロモーションというのは、大変難しい部分だと考えておりまして、公務員としては特に苦手な分野でございますので、少しでも那珂市の観光施設がなければ住みやすさであるとか、いろんな部分でアピールできる部分はあると思うので、そういう部分で対外的に那珂市の知名度をいろんなやり方はあると思うんですけれども、そういう部分のアイデアを出してもらいながら、一応推進してもらおうということで、新たに取り組んでいこうということなので、具体的な施策というのは、ちょっとまた具体的にはお話しできないんですけれども、その新しい方が来て、どのようにやるかというのは、多分いろんなやり方があると思いますので、それで頑張ってやっていただきたいということで、その部分ですね。

笹島委員 そんな甘いものじゃないですよ。相手は、要するに日にちがもう限られている。今の時代、できるだけ安い低予算であげなきゃいけないですよね。それで、あと今言っていた食事はどこにするのとか、どのくらいの予算とか、それのフォローをしなきゃいけない、徹底した。それで、これが失敗したら、よく聞いてください。これが失敗したら、もう二度と来ないどこじゃない。口コミでもう全部広まっちゃうんですよ、あそこは行くんじゃない、非常にケアが悪いからという。だったら、やらないほうがいい。

やるんだったらある程度までの水準を、この1人の人だけではできないですよ、言って おくけれども、それのアシストする人がいなければ。そんな甘いものじゃないから、や っぱり飛びつくんじゃなく、看板を掲げるのは結構だけれども、中身がないうちにこれをやったときに非常に危険だから、それをちょっとよく聞いたほうがいいですよ、よその市町村とかあれを。わかりますか。どうぞ。

企画部長 すみません、今、笹島委員からご指摘いただいた部分というのは、我々、今回設置 しようと思っているのは、そのシティプロモーション、いわゆる那珂市の対外的なPR、 それを全般的にやっていこうと。そのために民間のそのノウハウのある方なんかを採用 して、我々公務員ではなかなか出ないようなアイデアとか、あと活動とかということを 展開していこうというものでございます。

今、ご指摘いただいた部分というのは、何となく私が受けたイメージだと、いわゆるフィルムコミッションの分野だと思います。

フィルムコミッションは、それはそれでやっぱりおっしゃるとおりに、茨城県でも率先してやっています。それこそ、茨城県庁であったり何だりいろんなところで映画とかドラマの舞台になっています。シティプロモーションの中で当然そういった部分もチャンスがあればそこはそこですぐ食らいついて展開はしていきたいと思っていますが、今回はあくまでももう少しちょっと広い概念のシティプロモーションを推進するための組織ということでご理解ください。

委員長 よろしいですか、笹島委員。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

次に、JA常陸旧東部支店敷地について執行部より説明願います。

財政課長 財政課でございます。

もう一枚の資料をごらんください。

既にご承知のとおり、J A常陸につきましては、昨年 10 月に移転をしておりますが、借地契約については来年 3月 31 日まで残っており、今回J A常陸から契約の延長はせず来年の 3月 31 日をもって返還する旨の連絡がありましたので、ご報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 JA常陸旧東部支店敷地について説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

助川委員 ちなみに、今まで賃貸契約というのは年間いくらぐらいだったんですか、これ、契 約料は。

財政課長 現在は約200万円になっております。

助川委員トータルで何年間になりますか、今年度で。

財政課長 申しわけありません。金額の総計は計算してございませんが、昭和 60 年から貸し

ておりまして、その間、5年ごとに賃貸契約のお金も見直しつつ、契約を更新してまいりました。

以上でございます。

委員長ございませんか、そのほか。

笹島委員 あれ前、JAの本部がこっちへ来るという話、なかったっけ。あったよね。それど うなったんだっけ、ちょっと。

副市長 本部機能を那珂市に移転するというのは、JA常陸のほうの理事会で決定しておりますが、まだ資金面とかそういう部分で、まだそこの本部をいつ建てるとかという話までにはいっていないということです。

笹島委員あれ、その話、場所はここだったのかな。違うか。

副市長それは、また違うところを考えているようでございます。

この東部支店につきましては、一時、仮に今の常陸太田市にある本部を一時的にここの 東部支店を使うという話も一時はあったんですが、今回の理事会で基本的には今のまま 本部は当面の間、今の常陸太田市の旧南部農協のところを当面は使うということで、決 定をされたということを聞いております。

笹島委員 そうすると、この建屋は向こうが建てたんでしょう、JAのほうが。これは最終的 に取り壊すわけだ。更地として返してくれるわけだ。あれ、何平米あるの。何坪でもいいや。敷地。

財政課長 敷地は約2,000 平米になります。

笹島委員 あれ坪だと何坪だ、ちょっと計算して。

財政課長 約600坪になります。

笹島委員 結構いいあれだよね。そうすると、返されたら何か考えているのかな、ここ。売却 はしないでしょうけれども、使えますよね、いろんな面で。

委員長 誰か。

財政課長 現在、初めてJAのほうで返すというお話をいただいたので、それにつきましては まだ何も考えてはおりません。

以上でございます。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、この件を終結いたします。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 26 分)

再開 (午前 10 時 27 分)

委員長 再開いたします。

行財改革推進室が出席しました。

常任委員会協議報告案件であります。

第4次那珂市行財政改革大綱の策定についてを議題といたします。

執行部に説明を求めます。

行財政改革推進室長 行財政改革推進室でございます。室長の平松でございます。外 2 名の職員が出席をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会の資料1ページをごらんいただきたいと思います。

第4次那珂市行財政改革大綱について説明をさせていただきます。

まず、最初に今回報告をさせていただく理由ということでの、まず説明をさせていただきたいと思います。

第3次那珂市行財政改革大綱の計画期間が平成30年をもって終了をするために、今年度において平成31年度からの第4次那珂市行財政改革大綱の策定作業を進めてございます。そこで、今後のスケジュールをお示しするとともに、中間報告をさせていただくということで今回の報告となってございます。

それでは、資料に沿いまして説明をさせていただきます。

まず、1番、経緯でございます。

市では、事務事業の見直しや組織機構の見直しなど行政事務の簡素化、効率化を図るために平成 17 年 11 月に第1次の行財政改革大綱を策定をいたしました。今年度は、第3次の行財政改革大綱の最終年度に当たるために、平成 31 年度からの第4次の那珂市行財政改革大綱を策定するものでございます。

2番の概要でございます。大綱名は第4次那珂市行財政改革大綱でございます。

計画期間につきましては、新元号がまだ発表されていない関係がございますので、ここでは平成31年度から平成35年度まで5年間という記載をさせていただいております。

目的につきましては、社会経済情勢の変化に応じました簡素で効率的な行政運営を行う ために、本大綱に基づきまして行財政改革に取り組むものでございます。

内容につきましては、本大綱は行政経営の確立を基本目標としておりまして、市民とともに進める行財政改革の推進など3つの基本方針と7つの重点項目を設定しております。また、実施項目につきましては、具体的な取り組み内容及びスケジュールを記載する予定になってございます。

策定の体制では、副市長を代表幹事としまして、課長を構成員といたします行財政改革 推進本部の幹事会、市長を本部長とし庁議メンバーで構成されます行政改革推進本部会 議、また学識経験者の方を入れまして、市民の関係団体の代表などで構成されます行政 改革懇談会で検討を行っているところでございます。

3の今後のスケジュールでは、平成31年の1月上旬から下旬にかけてまして、行財政 改革推進本部会議や幹事会、また行財政改革懇談会で検討を行ってまいります。1月中 旬から2月中旬にパブリックコメントを行いまして、3月上旬に総務生活常任委員会で また説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。 3 月下旬に新大綱の発表を予定してございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

大綱の主な内容になります。第1章では、現状といたしまして、那珂市における行政改革のこれまでの取り組みと那珂市を取り巻く社会経済情勢を記載をいたします。

第2章では、行政改革の基本的な考え方として策定の趣旨などの6項目を記載をいたします。

第3章では、行政改革重点事項、項目別の対応方針といたしまして、行政の担うべき役割の明確化など7項目を記載をいたします。

第4章では、行財政改革の推進体制として、推進体制や大綱実施計画の進捗状況などの 公表について記載をします。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

- 笹島委員 これ日々、今変化しているよね、社会情勢はね。すごく国のほうも大変で、今グローバル化になっている中の日本国の中の茨城県の中の一市町村の中で今言っていた全体的な日本の比べれば、少子高齢化を主体とした将来の5年後のあれをするのかな、その考え方、見方というのは、やっぱり指針としては。
- 行財政改革推進室長 今のお話ありました少子高齢化も含めまして、そのほかにもやはり財政 事情なども交付税の縮減とかそういったこともございますので、そういったものも含め まして、これから必要なものについての取り組みをこの中でうたっていこうというとこ ろでございます。
- 笹島委員 そういうのは目に見えてわかりますよね、交付税額が減少していくと。そうすると、 自主財源はどのようにしていくかということが一番大事だと思うんだけれども、それは。
- 行財政改革推進室長 この項目の中でも、やはり今ご指摘ありましたように、自主財源の確保 というのは大変重要なものになってございますので、そこの部分についても項目として 挙げていこういうふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

助川委員 人口減少に関しては、関連になると思うんですが、少子高齢化、少子化率は急激には上昇しないでしょうし、今後、数年あるいは数十年にわたってこういう時代が到来するわけでありますけれども、それに対しましての外国人の流入人口等を今後どこの自治体も視野に入れながら自治体の運営をしなければならないというのは、全国共通の地方自治体はそういう時代に入ってしまうというふうに考えておりますが、その辺のところの考えに関してはどういった形を盛り込まれるのか盛り込まれないのかも含めてお考え

をお伺いしたい思います。

行財政改革推進室長 今、その労働者の問題についてご意見をいただきましたので、そういった部分につきましてもそういったご意見があったということで含めて、これから検討をしてまいりますので、その中でいろんな方のご意見をいただきながら検討をしていきたいというふうに考えております。

委員長 そのほかございませんか。

笹島委員 今ちょっと思い出したんだけれども、なかなかこの5万、6万の市町村では、なかなか将来これから厳しくなると思うんですけれども、ありとあらゆる面の広域化ということをうたっていかないとですよね。ほかの地方自治体との連携、広域化ということ、1つの事業、何にしても、今水道問題も結構出ていますから、民営化云々なんてこれからしようとしているんですけれども、それを今度は広域化、いろんな面の広域化という。これ将来的に5年、10年で待ったなしで来ると思うんですよね。今、消防もそういうふうな形になってきているでしょうけれども、もっともっと今度出てきますよね。アクセスの部分もいろんな部分でも。各施設でもそうですよね、どこでも老朽化していくからね。そういう面でもやっぱりいろんなものの、今言った施設の老朽化云々という、負の遺産みたいなものがふえてくると思うんですけれども、いろんな細かい部分でそういうことをうたっていくのかな。

行財政改革推進室長 今お話しいただきました水道法の改正に伴って、広域化の部分であるとか、あとは民間の企業への運営権の委託というようなお話も多分関連する部分なのかなと思うんですが、やはりそうしますと市では指定管理者であったりとか、民間委託というものも視野に入れていろいろ検討をしておりますので、そういったことも含めて、また今ご指摘をいただきました建物も当然老朽化していまいりますので、そういった保存の部分、維持管理の部分も含めてそういったものはこれからやっぱり検討をする中で、ここに入れていくのか入れていかないのか、そこも含めて検討をさせていただきたいと思っています。

委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長なければ、以上でこの件を終結いたします。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 39 分)

再開 (午前 10 時 42 分)

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席いたしました。

常任委員会協議報告案件であります。

那珂地区更生保護サポートセンターの開設についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

秘書広聴課長 秘書広聴課長の会沢と申します。外2名が出席しております。よろしくお願い いたします。

それでは、着座で説明のほうをさせていただきます。

常任委員会資料の3ページをお開き願いたいと思います。

那珂地区更生保護サポートセンターの開設につきましてご説明申し上げます。

那珂地区保護司会、こちらは那珂地区及び那珂市及び常陸大宮市に対しまして、瓜連支 所1階の旧会議室を更生保護サポートセンター設置場所として貸し出すことについてご 報告するものでございます。

まず、更生保護サポートセンターについてご説明申し上げます。

サポートセンターとは、保護司会が地域で更生保護活動を行うための拠点施設でございまして、その多くは市町村や公的機関の施設の一部を借用し、開設しております。

サポートセンターには、保護司が常駐し、保護司の活動支援や関係機関との連携による 地域ネットワークの構築等を行います。

整備につきましては、平成20年度から整備が始まりまして、平成30年10月現在で県内19地区のうち12地区が設置済みとなってございます。

現在までの経緯でございます。平成 30 年1月、今年の1月ですけれども、那珂地区保護司会会長が来庁されまして、那珂地区における更生保護サポートセンター設置についてご相談がございました。常陸大宮市、那珂市のアクセスを考慮しまして、瓜連地区での設置が望ましいというようなご意見でございます。それを受けまして、平成 30 年2月から5月にかけまして候補場所、貸し出し方法の検討をいたしました。

最終的には瓜連支所1階の一部を第一候補としたところでございます。平成30年7月、 保護司会からの陳情書を受けまして、平成30年10月庁議におきまして、貸し出しする ことを決定したところでございます。

続きまして、貸し出しに対する経費等でございます。

貸し出しは、行財政の目的外使用許可により行います。使用料につきましては、那珂市 行政財産使用料徴収条例第4条第1項第2号の規定によりまして、全額免除とするとい うことでございます。

ただし、光熱水費につきましては、全体の使用料、光熱水費に対しまして面積割で保護司会のほうにご負担いただくということでございます。

設備、備品等につきましては、那珂地区保護司会で準備するものといたします。

ただし、那珂市、常陸大宮市の余剰備品、廃棄予定品等があれば提供する予定でございます。

開設時期は、平成31年4月1日を予定してございます。

裏をごらんいただきたいと思います。

瓜連支所の平面図が載ってございます。1階のこちら、現在は倉庫として利用している んですが、瓜連町時代に会議室として利用していた部屋ということでございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、質疑ございませんか。

君嶋委員 更生保護司の方にこの場所を貸すのは、すばらしい、いいことだと思うんですね。 やはり保護司の方、多分いろいろ自宅で現在は更生する相談を受けていると思うんです けれども、この場所で、この場合の時間等に多少その役所の庁舎内を借りるわけですか ら、決まった時間帯になったり、曜日等もちょっと無理が出てくるのかなと思うんで、 その辺の改善とか、貸し出す予定の中で調整できているのか、ちょっとお伺いします。

秘書広聴課長 開設の日時等のお話かと存じます。

サポートセンターのほうにつきましては、保護司会のほうから平日の週3日、時間的には午前10時から午後4時に開設したいというような要望を受けているところです。

以上でございます。

君嶋委員 了解しました。

やはりいろいろ相談を受ける場所、やはり保護司の方は大変だと思うんで、そういう場所を提供させていただいたというのはすごくいいと思うんで、保護司会のほうと連携をとりながら今後も、じゃ、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上でこの件を終結いたします。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 46 分)

再開 (午前 10 時 47 分)

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第 70 号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

政策企画課長 政策企画課でございます。私課長の大森外、関係職員が出席をしております。 よろしくお願いいたします。

では、着座にて説明させていただきます。

議案書の46ページをお開きください。

議案第 70 号 那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。昨今の駐輪場及びその周辺での自転車等の駐輪の状況に鑑みということで、これがどういった状況かといいますと、特に後台駅駐輪場や上菅谷駅駐輪場に多いんですけれども、敷地内であっても通路などにはみ出して駐車すると、また近くの道路等にとめてしまうというような迷惑駐車が見受けられるようになってきていると。そういった状況に鑑みまして、駐輪環境をきちんと確保して、かつ公共の場所での自転車の放置を防止するためにこの条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございます。

48ページをお開きください。

新旧対照表になります。

まず、第6条の第3号でございます。従来は、自転車等を長期間放置することという表記でございましたが、こちらの長期間放置することの定義づけを細かく文言を修正してございます。また、加えることで第4号、駐輪場内の指定された区画以外の場所に自転車等を駐輪することも明らかな禁止行為ということで加えさせていただいたところでございます。

第 10 条でございます。こちら、自転車等が放置されていると認められたときはという 従来の表記に関してですね、駐輪場内に自転車等が長期間放置されていると認められた ときということで文言を一部加えさせていただいております。そして、10 条に次の2号 を追加してございます。区画外に駐車されていると認めるときというのは、道路、歩道、 駅前広場、その他の場所も指すということでございますが、まずは一番下のほうに行が ございますが、指定された区画に移動することがまず一義的に行うことでございます。

次のページをお開きください。

それでも、迷惑状況が解消しない場合には、3行目にございますように指導することができる。指導に従わないときには警告することができるというような手続の根拠も明確に規定をさせていただいております。そして、第3号で、これは従来からあったんですけれども、こちらそれでも従わない場合には撤去し、処分することができるというのは従来のとおりでございます。このような改正をしていきたいと考えております。

施行は公布の日からということで予定させていただいております。

説明は以上です。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 そうすると、今度あれか、警告シールか何かを張って、それで従わない場合は撤去 しちゃうんだ。 政策企画課長 この条例の下に規則を設けておりまして、そこで明確に指導、警告の様式を設定させていただいて、それを所定の場所に張るというような行為をした上で、移動、処分というようなことを予定してございます。

委員長 よろしいですか。

笹島委員 はい。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 70 号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩 (午前 10 時 52 分)

再開(午前10時54分)

委員長 再開いたします。

税務課が出席しました。

議案第67号 那珂市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

税務課長 税務課長の柴田です。外3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書の2ページをごらんください。

議案第67号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

那珂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、平成 31 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、個人市民税の非課税範囲と高所得者に関する基礎控除等の見直し、申告手続の見直し、法人市民税の電子申告義務化に係る規定の整備、たばこ税の税率等の段階的な移行、法律改正に伴う項ずれの対応を行うものでございます。

次のページ、3ページから8ページまでが改正する条例の本文、9ページから29ページまでが新旧対照表、30ページからが改正する条例の概要になってございます。

30ページの改正する条例の概要に基づきまして、説明させていただきます。

30ページをごらんください。

那珂市税条例の一部を改正する条例の概要。

改正の理由は、先ほどの提案理由と同じ内容となってございます。

第1条から条文に沿って説明申し上げます。

第 23 条は、市民税の納税義務者等についてです。字句の修正、電子申告義務化に係る 法人市民税の適用範囲の整備でございます。

第 24 条は、個人の市民税の非課税の範囲の見直しに係る改正になります。障がい者、 未成年者、寡婦または寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げに伴う改正。現行 125 万円だったものを 135 万円に改正する内容でございます。控除対象配偶者の定義変更に 伴う規定の整備、均等割非課税限度額の引き上げ関係の改正でございます。

第34条の2は、基礎控除に所得要件を創設する改正でございます。

第34条の6は、調整控除に所得要件を創設する改正でございます。

34条の2、34条の6、いずれも合計所得金額2,500万円を超える納税義務者に対しては、基礎控除及び調整控除を適用しないものとする改正でございます。

第 36 条の2は、市民税の申告関係の改正になります。字句の修正、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しでございます。

第 48 条は、法人の市民税の申告納付関係です。大法人に対する申告書の電子申告による提出義務についての規定でございます。大法人とは、事業年度開始のときにおいて、 資本金額が1億円を超える法人を言います。

附則第5条は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等について、所得割非課税限度額 の引き上げでございます。

附則 17 条については、租税特別措置法の改正に伴う条ずれの対応でございます。 次のページをお願いいたします。

第2条でございます。第94条は、たばこ税の課税標準の改正です。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式への段階的な移行の改正でございまして、ここの部分は平成31年10月1日からの改正分になります。

附則第 10 条の 2 は、固定資産税、課税標準の特例措置廃止に伴う条例の項ずれによる 対応でございます。

次に、第3条でございます。第94条は、たばこ税の課税標準の改正です。改正の概要は、先ほどの第2条、第94条関係で読み上げました内容と同じでございますので、省略させていただきますが、こちらの改正は平成32年10月1日からの施行分になります。

第 95 条は、たばこ税の税率の改正でございます。紙巻きたばこの税率変更、1,000 本当たり現行 5,692 円であったものを 6,222 円に改正するもので、こちらも平成 32 年 10 月 1 日からの施行分になります。

続きまして、第4条でございます。第 94 条は、こちらも先ほどの第2条、第 94 条関係と改正概要は同じ文面になってございますが、こちらは平成 33 年 10 月1日からの施行分になります。

第 95 条は、たばこ税の税率の改正、紙巻きたばこの税率の変更でございます。1,000 本当たり 6,122 円から 6,552 円に改正するもので、こちらも平成 33 年 10 月 1 日からの 施行分になります。

次のページをお願いいたします。

第5条でございます。93条の2は、製造たばことみなす場合に係る字句の修正でございます。第94条は、先ほどの第2条の94条関係と同じ改正概要になりますが、こちらの改正は平成34年10月1日からの施行分になります。

次に、改正条例附則でございます。第1条は、施行期日の規定でございます。先ほど来、 段階的に移行となるたばこ税の説明をしてまいりましたが、その施行期日の規定が載っ てございます。第2条から第7条までは、経過措置についての規定でございます。

以上、議案第67号 那珂市税条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。 よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- 笹島委員 ちょっとよくわからないんだけれども、これあれかな、今回の改正は、一番上のは たばこを吸っている人に対してのあれだと。吸っていない人は関係ないもんね。それか ら、あと高所得者かな、あと非課税の人、一般の人は余り関係ないのかな。そこのとこ ろはどうなんですか。そこを教えて。
- 税務課長 最初に申しましたたばこ税の税率の改正につきましては、健康志向またたばこを吸 う環境が大変厳しくなってきているという部分もございますので、消費者、喫煙者の方 には直接影響する部分もございますが、一般の方にも全く関係のないというものでもな いものと考えております。

また、先ほどの個人市民税の部分の改正につきましては、税法の改正によるもので、高額の所得者、先ほどの 2,500 万円を超える方、さらには低所得者の方に所得、非課税の要件等を引き上げるということで、低所得者に厚く、高所得者に少し厳しくなるというような改正内容でございます。

以上です。

委員長 そのほか。

助川委員 ちょっと関連してなんですが、これ最終的に加熱式たばこは紙巻きたばこと同様に 課税するという最終年度が平成34年の10月1日からということなんですか。

税務課長 おっしゃるとおりでございます。

助川委員 それ以前は、そうすると段階的にというところはどういうふうな、率が違うという こと。

税務課長 複雑な計算式がございまして、加熱式たばこにつきましては、今、主な製品、プルーム・テック、アイコス、グロー等ございますが、それぞれに応じて換算比率が決められております。重量、さらには販売価格に基づいた割合で、これを平成30年、今回の改正は31年の10月から平成32年10月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日とこの4段階におおむね20%ずつ引き上げていくことによりまして、従来の紙巻きたばこに近い税率換算の改正を施すという内容で、今の国の試算でいきますと、紙巻きたばこのプルーム・テックは平成34年の10月1日には65%程度の税率に落ち着くと。さらに、アイコスにつきましては、紙巻きたばこの85%程度、さらにグローにつきましては75%から80%程度の紙巻きたばこ換算の税率に近づくという見込みとなってございます。以上です。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 67 号は原案のとおり可決するべきものに決定いたしました。

次に、議案第 68 号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。 執行部より説明を願います。

税務課長 それでは、議案書の35ページをごらんください。

議案第68号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例。

那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正するもの です。

主な改正内容といたしましては、法律改正に伴う項ずれの対応を行うものです。

次のページから改正条例本文、新旧対照表、改正条例の概要になってございます。

38ページの改正する条例の概要をごらんください。

那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要。

改正の理由は、先ほどの提案理由と同じでございます。

ここで補足説明をさせていただきます。地方税法附則第 15 条第 43 項の規定が適用期間、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までをもって廃止となりますため、それに伴います項ずれの修正を行う改正内容でございます。

議案第 68 号 都市計画税条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 68 号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。ご苦労さまでした。

休憩 (午前 11 時 08 分)

再開 (午前 11 時 10 分)

委員長 再開いたします。

環境課が出席しました。

議案第 77 号 平成 30 年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

環境課長 環境課長の大竹でございます。外 2 名の職員が出席しております。よろしくお願い します。

座って説明のほうをさせていただきます。

議案第 77 号 平成 30 年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)になります。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。事項といたしまして、公園墓地管理システム運用事業。期間、平成30年度から平成35年度まで。限度額263万6,000円。公園墓地管理システムの契約が平成30年度で期間満了になったため、新たなシステム入れかえに伴います5年契約とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金 56 万円。歳出に合わせるための分を前年度繰越金で計上してございます。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費 56 万円。公園墓地管理システムの入れかえ及びパソコンの購入でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 77 号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

執行部の皆さん、ご退席ください。ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩いたします。

再開を11時25分といたします。

休憩(午前11時13分)

再開 (午前 11 時 25 分)

委員長 それでは、再開いたします。

「議員と語ろう会」について、10 月 20 日、21 日に行いました「議員と語ろう会」につきましては、皆さん、お疲れさまでした。

本日は、当時の記録をもとに市民の皆様と語った内容等について委員各位からご意見や 感想等を伺いたいと思います。

当日の記録についてはお配りしてありますので、まずご確認をいただきたいと思うんですけれども、その中で記録をしていただいた方に補足説明等をいただければと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

副委員長 それでは、1日目でしたよね、私のほうは。

ゴミ収集についてフルネームでなくてもいいんではないかと。地区によってばらつきがあるとういうのは、これはフルネームを書かなくても持っていっているよと。どうしても持っていかないので、偽名を使って書いて出しているというところもあると。

通学路については、ブロック塀が東日本大震災のままのところがあるので危険だと。水 戸市では、生け垣にすると補助金が出ていますよと。民地のブロック塀倒壊の場合の保 障はどうなっているんだ。市に問い合わせたら回答がないよと。

防災訓練は、毎年この訓練は行うべきではないだろうか。避難所のトイレの洋式化を図ってほしいと。高齢者は洋式がいいんだということです。それと、避難所の収容人数は、全体でどのくらいであって、那珂市民 5 万 5,000 人全員収容できるのかというような話です。

それと、雑草ですが、宮の池とか竹ノ内調整池の除草がきちんとされていない。

それと、自治会の加入率が悪いということで、自治会加入マニュアルというのを市民協働課でつくって、自治会役員に渡しているそうなんですが、加入者は少ないと。自治会の加入については、役員に任せ過ぎではないかというような話でした。

それと、騒音対策ですね。竹ノ内に焼き肉屋ができて、23 時まで営業しているが、車の音、ヘッドライトの光、看板の光、何とかならないかなという相談。

街灯は、街灯をもっと設置してほしいというような話もありました。

それと、原子力災害の避難は可能なのかということですね。まだ、策定はされていませんがどうなんだということです。

それと旧歯科ビルの百条委員会は委員会を立ち上げて、無駄遣いをしているんじゃないかと。養生費に 600 万も使っていてどうするんだと。公開をするのかというような意見でございました。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

綿引委員 手書きの大変お見苦しい報告書で恐縮ですが、ご報告申し上げます。

笹島委員、萩谷委員長、綿引の3名でA、B、C、3つのグループに分けて、どのよう

なご意見が上がったのかというのをメモをして提出をさせていただきました。

ちょっと見づらくて恐縮なんですが、Aグループのほうで特注すべきは防災訓練、これがやっぱり大切な訓練であるというのはわかって、ご理解はいただいていると思うんですが、非常に大変なので、予算の節約とかいろいろ考えると安否の確認だけでもよいのではないかというご意見。

あと、ひとり暮らしの老人等に関しましては、日ごろからの近所づきあいが大切である と、そういうご意見もございました。

あと、この防災訓練に関しまして、もう一点は、地域の役員さんだけではなくて、自治会長あるいは班長等に対して事前のお知らせ等が不十分ではないのかと。もっと多くの住民を巻き込んで、地域のコミュニケーションとしてのやり方を工夫してはどうかと。 年1回は必要だ、そういうご意見もございました。

あと、続きまして、Bグループのほうでは、防災資機材の在庫、非常食あるいは水あるいは仮設トイレ等どこに何がどれくらいあるのかが、何人分あるのかとか、何日分あるのか、こういう情報が不足しているというご意見がございました。

あと、川沿い地域、特に久慈川沿い、那珂川沿いの住民の防災意識とそれ以外の部分に お住いの皆さんでは、この防災訓練に対する意識の格差がどうもあらわれているようだ、 そういうご意見がございました。

最後に、Cグループのほうでは、本米崎、下河原、木崎の排水機場の問題ということで、 この現場の担当されている方から電気がとまっちゃうと、もうお手上げになっちゃう。 この状況を改善してほしいというふうなご意見がございました。

それから、もう一点は、瓜連地区にお住まいの方のご意見だと思うんですけれども、瓜連地区には電源立地交付金が出ていないと。これは旧那珂地区のみの方だけで、東電から市のほうへの収入が相当数まとまったお金が来ているはずなので、この辺のところを瓜連地区の住民に対しても何らかの還元の方法を考えるべきではないかというふうなご意見もございました。

一応、かいつまんでご報告申し上げました。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

皆さん、これお手元のを見ながら、また説明を聞いた中を鑑みながら、何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

それと、ダブっているというやつで、何か意見が食い違っているやつも避難、防災訓練なんかはやんなくてもいいという人がいたり、毎年やるべきだという人もいたり、あるんですよね。そういうところは、意見なんかも食い違いがあるとこ、皆さんのほうはどうかという意見なんかもちょっとお伺いしたいなと思いますけれども。

副委員長 今の防災訓練で、予算の節約とか、炊き出し不要、消防、市職員も不要となってい

るよね。これは各自治会、自主防災組織がほぼでき上っているから、そこでやったほうがいいんじゃないかという意見なのかなと思うんだけれども。やっぱり、自主防災組織、地域コミュニティ、これが一番大事だと思うんだよね。市が音頭をとっていくらやったって、末端というか全体的にいかないんだから、やっぱり自主防災組織とか自治会、そこでやっていくのが一番ベストじゃないかなと思いますね。炊き出しとか、そういったのは要らないと思うんだよ。そのやり方をいろいろ工夫していけばいいんじゃないかなと。そういう意見なんじゃないかな。

これ、その下に地域のコミュニケーションとしてやり方を工夫してやると。それで、事前の、私も去年のあれを見て、わかったんだけれども、自治会でも本当にほんの一部分の人にしか連絡されていない、事前のお知らせが不十分とありますけれども、やっぱりもっと広くそういったものをやるべきじゃないかなと、言っているんだと思うんだよね、これ。

以上です。

委員長 そのほかありましたらば。

まず、これ議会運営委員会のほうにまとめて上げてくれということですので、例えば取り上げなくてもいいだろうというのもあるのかなと思いますけれども、いろいろゴミの収集とかいろいろありますよね。そういうところも含めて、これとこれなんかをやっぱり議会運営委員会のほうに提出したらいいんじゃないかというのも含めてご意見をいただきたいと思います。

副委員長 ゴミの収集、これはもう今、記名する必要ないんじゃないかと思うよ。

ただし、分別はしっかりやってもらわないと困るけれども。だって、偽名書いて出しているんでは、何の意味もなさないと思うね。

だから、これはもう2年前だったかな、これについては各自治会、協議会かな、まちづくり協議会、そこで諮ったらしいんだけれども、もう一回そんなものを諮ってもらえばよろしいかなと思います。

君嶋委員 今、副委員長は名前、ただ、やはり最近多く感じるのは、名前書かないと、そのステーションにほかの方も置いていく方がいるんですよね。ですから、それもあるんで、やっぱりこれは対策としては、名前だけは残してもいいかなと思うのと、ちょっとそれは感じたんですけれども。

ただ、ゴミ収集で今ちょっといろいろ言われているのは、車が入れる場所と入れない場所があって、高齢者の方が運ぶのに大変だという話は結構出ていたんですけれども、ここでは出ていないですけれども、そういう話は聞いています。

あと、騒音対策の中でちょっと竹ノ内の焼き肉屋と、これ民民の形になっていると思うので、これは民民での対象で、議会が云々ということじゃないと思うんで、これは、あとは担当課に話してみて、民民の話でやってもらったほうがいいかなと、ここはそう思

います。

委員長 ありがとうございました。

それで、ちょっと待って、ちょっと待ってください。

やっぱりこの中で取り上げるものと、取り上げなくていいということで選別したいと思うんですよね。結局、これはもう君嶋委員から出たように民民の問題とか、個人的な問題みたいなのも中に入っているかもしれませんので、そういうのをちょっと選別していきたいなと思います。よろしくお願いします。

助川委員 今、委員長おっしゃられたとおり、これ一件一件委員会としてこういう方向で委員会として提言したいよということでこうやっていかないで、同じ案件に関しては、意見をこれ書いてあるようだけれども、あと何、正反対のことを言っている方もありますし、その辺のところを委員会としてどういう考えがいいかということを取りまとめるわけなの、これ。

委員長 暫時休憩します。

休憩 (午前 11 時 37 分)

再開(午前11時43分)

委員長 再開します。

助川委員 私は、その災害の度合い、大きさなんかにもよるとは思いますけれども、やっぱり 災害が発生した場合には、初動の行動というのは一番パニックを防ぐに当たっては、パ ニックと混乱を生ずることを防ぐのは初動の行動を冷静に、自分のこの気持ちを抑えな がら動いていただくというのが一番の方法だと思うんで、どの程度の規模の災害が発生 したというものを想定した上で、自治会の中にある自主防災組織のみで対応できる形の 部分は自主防災組織でそういう事業をやっていただく。

その大きさによっては、避難もしなくちゃならないというようなことになった場合には、 避難していただく方がどこの部分で、どういった方々がどういった場所にというような ことを明示してあげて、そういう事業を避難訓練まで市全体にかかわる大きな問題にな った場合には、そこの部分はどこの地域が担当して、そこに集まっていただくとか。

予算の絡みもあると思うので、とにかく毎年やるといっても大きな災害を想定して、毎年やるというのは大変だと思うんですよ。だから、その辺のところを市のほうでしっかり組み立てをされて、おろしていただいて、各地区にこういう形で今年度はやらせていただきますというようなことで、やっていただければ予算の削減にもなると思うんで、人の動かしだけならば、お金もかからないと思うんで、ということを執行部のほうに求めたいと思いますよね。

大きな災害だけを毎年想定して、全体を動かすということになると大きな予算もある程 度必要になってきちゃうでしょうから、そこを抑えるのには災害の度合いで最初の住民 の皆さんの行動をどうしていただくかということで、やっていただくものも含めて考え ていただければと思いますよね。 以上です。

委員長 ありがとうございました。

笹島委員 俺、やっぱりゴミ収集かな、これ大宮地方環境整備組合に入っているんですよね。 それで、大宮地方環境整備組合で聞いたことあるんですよ。あれ、多分一緒に行ってい るから。常陸大宮市はどうなんですかというと名前を書かない、持っていっちゃってい るというんだよね。ほとんど書かないですよ、8割は。

(「だから、地域差があるということを言っているんですよ…」と呼ぶ声あり) 笹島委員 いや、俺はこれはわからない。

(複数の発言あり)

笹島委員 那珂市内。そういうことをやっていて、那珂市は結構今言っていた名前書いてないとシール張られちゃうんだよね。そのままにされちゃって、カラスまでもいかないけれどもいろんなもので散らばっちゃうんだよね。だから、名前はいいですよ、書いている人は構わないと。書かないは書かないで持っていってほしいんだよね。もう大変なんですよ、それが。だから、俺、そこを直して……

(「私のところは集積地の場所になっているんだけれども、いや、置いていかれるとちょっと本当掃除が大変なんですよ…」と呼ぶ声あり)

笹島委員 そうなんですよ。だから、そっちのほうが大変なんで、もうシール張られちゃうと 持っていかないから、結局私らなんかはそれを役所に電話して、もう何個もそれがある のでそれを持っていってくれとか、あとは自分で今度、笹島猛と書いてさ、袋に書いて、 それを入れて……

(複数の発言あり)

笹島委員 大宮地方環境整備組合もそういうアンバランスなんで、常陸大宮市内では名前書かなくても持っていってくれると言っていたよね。聞いていますか、その話。

(「大宮で、旧大宮町、山方町、あの辺はしないと……」と呼ぶ声あり)

笹島委員 だから、そのまま持っていくんだって。

(「これはだから、大宮地方環境整備整組合、那珂市と常陸大宮市なんだから、 これは統一しないとまずいよね、これから。だから、環整組合の議員で提案し て……」と呼ぶ声あり)

委員長 暫時休憩します。

休憩 (午前 11 時 47 分)

再開(午前11時50分)

委員長 再開いたします。

いろいろと意見が出ましたので、あとそれについては議会運営委員会のほうに報告して おきたいと思います。 続きまして、調査事項についてですけれども、当委員会では太陽光発電施設設置時の指導について調査を行っておりますが、前回の委員会では、那珂市での太陽光発電施設の設置状況、太陽光発電施設設置時の指導や手続について、条例や要綱などの制定について、執行部から説明を受けた後、質疑や意見交換を行い、執行部からは条例もしくは要綱を策定する旨の答弁がありました。

そのため、この事項については、今後の執行部の対応について経過を見ていくということにし、一旦終了とするか、また引き続き太陽光についてさらなる調査を行うとするか、 委員の皆様のご意見を伺えたらと思います。いかがでしょうか。

- 助川委員 私の地元で今、70 ヘクタール近くの開発の事業が入っている進捗されている状況 なんだけれども、できるかどうかはまだわからないけれども、設置に向けて進んでいる わけなんだけれども、ということで下流地域になるわけよ、うちのほうは。今、下江戸 の地域に設置するということになっているんで、ほかの戸多の下側は水戸に近づくに従って、全てが下流地域なんで、これに関して皆さん、不安視しているのよ。今後、その 設置されたそういう同じようなところの地形状で、そういう問題が起きていないかとか、 そういうものも含めて業者さんに、この間、農政審議会で委員長も一緒だったけれども。 それを要望させていただいたんだけれども、ということで、そういう問題が最近起きて いないかどうかの調査等もお願いできればと思うの。なければ一番いいことなんだけれ ども、天候次第でわからないんで。
- 委員長 今、助川委員から意見出ていますけれども、また皆さん、それに対してご意見いただければと思います。
- 笹島委員 要するに、今の条例云々って、これ何かしらつくるんだっけ。つくるよね。それあくまでメガソーラーに関して、そうだよね。それはごく一部の広大な土地がなければ、あと今問題傾斜地のところだよね、一番危険なところが。だよね、そっちもあるよね。 メガソーラーで傾斜地という。

我々は、一般的に休耕地云々の田畑云々のあたりだったら問題ないわけでしょう、メガソーラー……

(「そういうものを隣につけられたら、夏暑くて困ると……」と呼ぶ声あり)

笹島委員 ただ、あれ規制ができないんだよね。国が推進しているから。そうすると環境…… 委員長 笹島委員、ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

休憩 (午前 11 時 55 分)

再開(午後0時01分)

委員長 再開いたします。

皆さんの意見をお伺いしたところ、やっぱり調査をしながら、市のほうは条例をつくる ということですけれども、当委員会としても調査をしながらもう少し継続したいという ことで。

ただ、いつまでもというわけにもいかないので、短い期間でできるだけ。そのうちどこか、茨城県も結構先進地があるそうですので、視察に行って、できるだけ早目にですね。 その日程的には、副委員長と相談して、あと事務局と相談しながら、決めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それで、調査を継続するということで決定させていただきます。

続きまして、その他の案件となりますが、初めに茨城県市議会議長会、平成 30 年度第 2回議員研修会の参加につきまして協議を行いたいと思います。

なお、この研修は日帰りで、来年2月1日金曜日にホテルマロウド筑波で開催予定でございます。詳細につきましては、お配りしました資料をご確認いただきたいと思います。 それでは、研修会の参加を希望される方がおればお願いしたいと思います。誰かおりますか。参加をしたいという方。1名。

副委員長 私が行きますか。

委員長 副委員長、よろしいですか。それでは、勝村副委員長にご参加をいただくということ で決定いたします。よろしくお願いいたします。

次に、横手市議会友好交流訪問について。

来年の2月に行います横手市議会への訪問について協議を行いたいと思います。当委員 会から1名参加者を決定したいと思います。

なお、日程については2月15日、16日となります。

では、参加を希望される方はおりますか。

(挙手あり)

委員長 笹島委員でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 1名です。じゃ、笹島委員と決定させていただきます。

詳細な日程が来ましたらば、事務局より笹島委員のほうに連絡をお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題は全部終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会(午後0時04分)

平成 31 年 2月22日

那珂市議会 総務生活常任委員会 委員長 萩谷 俊行